

# 家畜伝染病発生に伴う円滑な防疫措置の実施

【担当省庁】 農林水産省

## 奈良県における取組

### 現状と課題(背景・要望する理由等)

本県では**都市近郊型の畜産**であるため、その立地条件から発生地、もしくはその付近での**焼埋却地の確保が非常に困難**である。畜産農家に対しては埋却地の確保に努めるよう指導しているが、埋却に必要な面積の土地を確保している場合でも、大半が周辺が住宅地である等の理由により、埋却作業が困難となることが想定される状況である。県や市町村の公有地での埋却地確保についても努めているが、確保されたのは一部に限られている。

鳥インフルエンザの場合については、一部の市町や民間の焼却施設と協定書を締結し、死体等の処理についての道筋ができた。

しかし、**口蹄疫の場合**は、死体が大きいことや運搬の問題等により**移動式死体処理装置に依存せざるを得ない**状況である。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関 (FAO) などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には国家間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例であり、国家防疫として対応すべき疾病であるため、万一発生時に迅速に対応出来るよう、移動式死体処理装置の設置台数の増設を要望する。

## 国の移動式死体処理装置の整備状況

保管場所	動物検疫所 中部空港支所 (愛知県)
台数	1
能力	牛180頭/日

## 国にお願いすること

各農政局単位で、移動式死体処理装置を1台以上の整備をお願いします。



＜移動式死体処理装置＞